



厚生労働省

ひと 暮らし みらいのために

平成25年度 労働行政のあらまし

—すべての人が能力を発揮し

安心して働くことができる社会の実現をめざして—

高知労働局
労働基準監督署
公共職業安定所

(「福寿草」：大豊町)

高知労働局ホームページ <http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

高知労働局は、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政が連携し、総合労働行政機関として、労働条件の確保・改善、雇用の安定・創出、就職支援、男女の均等な機会と待遇の確保及び仕事と家庭の両立支援など、総合的・効果的な関係施策の推進に努めています。

また、総合的な地方労働行政機関として、地方公共団体及び労使団体等関係団体との連携をはかるとともに、安定した雇用の実現を図り、働く人々が健康・安全で、安心して働くことができ、多様な個性や能力を發揮できる職場の実現をめざし、それぞれの課題に対して重点項目を定め、積極的かつ連携して行政を推進することとしています。

① 経済社会の活力の向上と地域の活性化に向けた雇用対策を推進し、「全員参加型社会」の実現を目指します

- 若年者雇用対策の推進
- 雇用の場の確保の推進
- 高齢者雇用対策の推進
- 障害者雇用対策の推進
- 安心して働くことができる雇用対策の推進
- 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発支援の推進

② 「働く人の安全・安心の確保」の実現を目指します

- 経済情勢に対応した法定労働条件の確保等
- 最低賃金制度の適切な運営
- 労働者の安全と健康確保対策の推進
- 労災補償対策の推進
- 適正な労働環境の整備
- 個別労働関係紛争解決の促進
- 労働保険制度の適正な運営

③ 「男女とも働きやすい雇用環境」の実現を目指します

- 男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進
- 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
- パートタイム労働対策の推進

④ 制度改正の抜粋

⑤ 相談窓口一覧

⑥ 高知労働局の組織

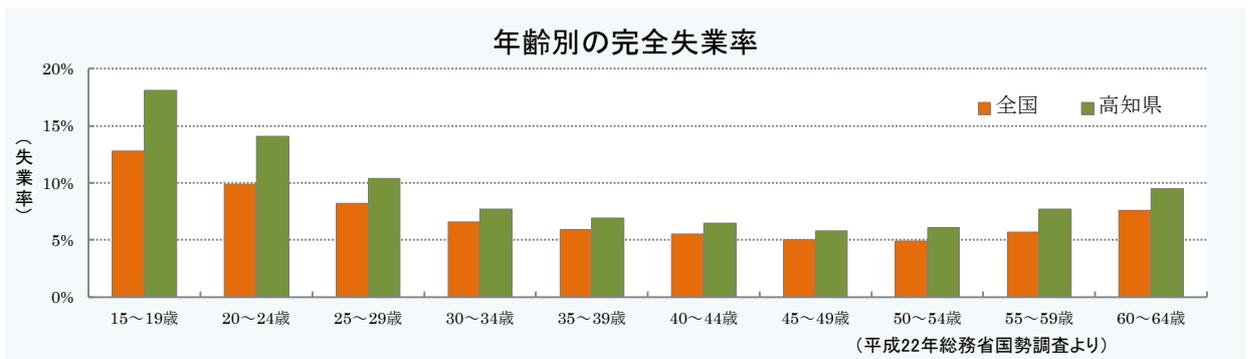
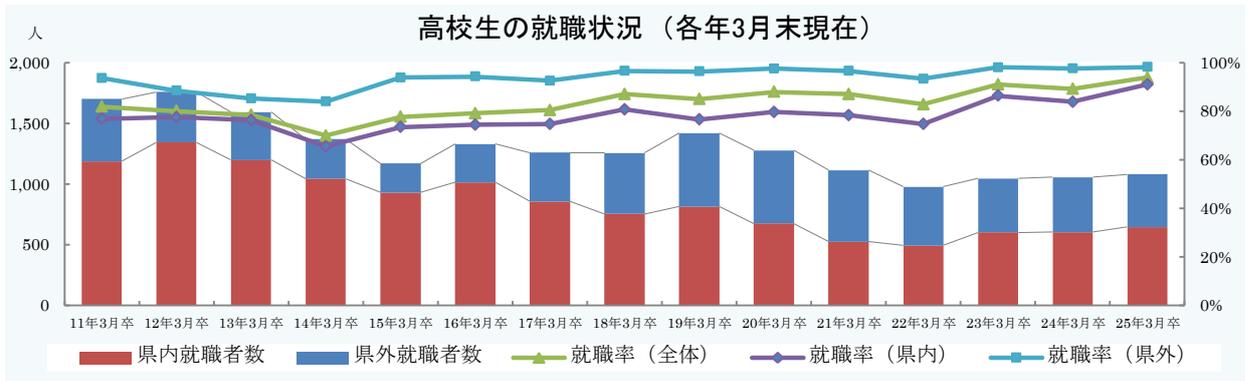
① 経済社会の活力の向上と地域の活性化に向けた雇用対策を推進し、「全員参加型社会」の実現を目指します

依然として厳しい雇用情勢のなか、「若年者雇用対策の推進」、「雇用の場の確保の推進」、「高齢者・障害者の雇用対策の推進」及び「雇用のセーフティネットとしての職業能力開発支援の推進」等に全力を挙げて取り組みます。

● 若年者雇用対策の推進

「高知労働局新卒者就職応援本部」を中心に、地域の関係機関等の連携による新卒者・既卒者の就職支援、ジョブカフェこうちと若者相談コーナー（ハローワーク高知）の連携による若者の就職支援、若年者等試行雇用制度（トライアル雇用）による年長フリーター等の正規雇用化の推進により、若年者の職業的自立を支援します。

- ◆ 面接会及び面談会を開催することによる就職機会の拡大の推進
- ◆ 未就職卒業者の就職支援の推進
- ◆ 在学中からの職業意識形成の推進
- ◆ 「ジョブカフェこうち」等との連携による就職支援の強化
- ◆ フリーター等の正規雇用化の推進



新規学卒者の就職支援を強化するため、関係機関と連携し、平成22年9月に「高知労働局新卒者就職応援本部」を設置した。

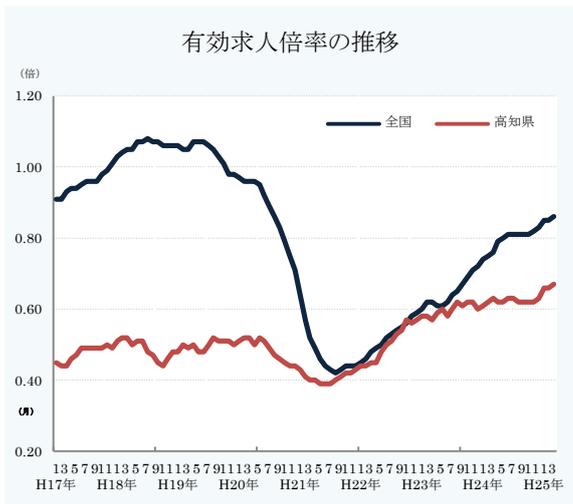
※ 写真は平成24年12月6日に開催した「平成24年度第2回高知労働局新卒者就職応援本部会議」

● 雇用の場の確保の推進

本県においては、求職者に対して求人の絶対数が不足しているため、求人開拓により求人の量的確保に努めるとともに、求人・求職のマッチングの強化により確保した求人の確実な充足に取り組めます。

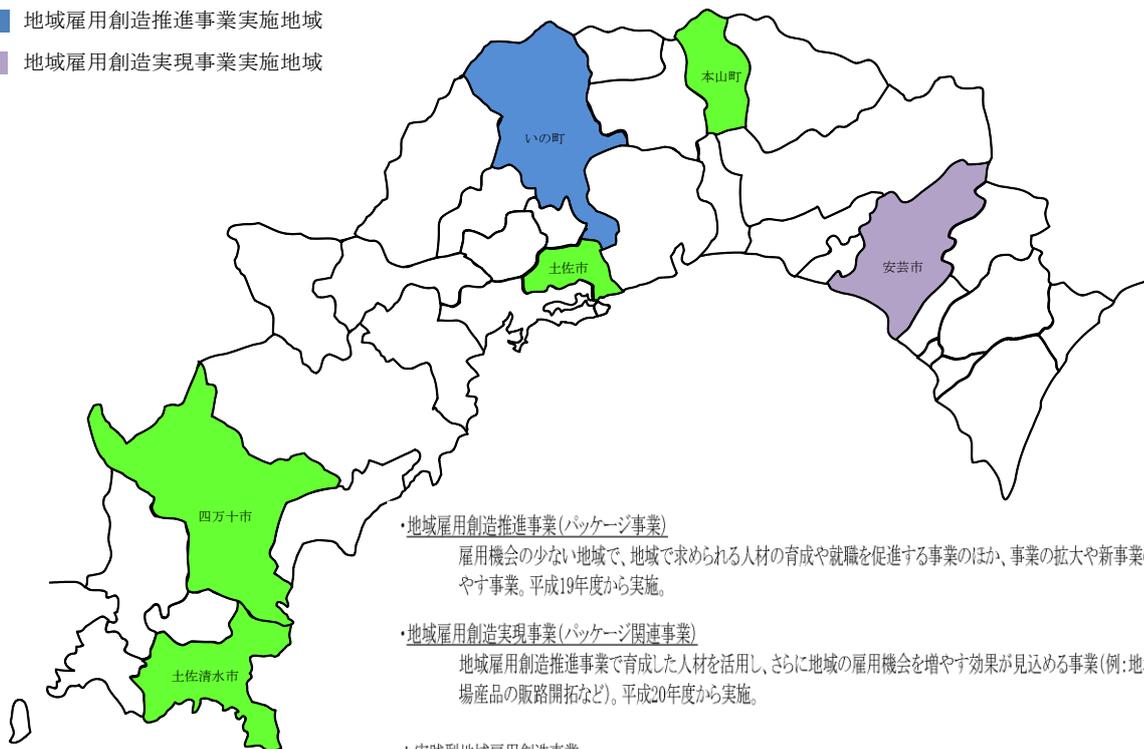
また、地域の重点分野における雇用創造に資する取組と事業に必要な人材を雇入れ、波及的に雇用機会を増大させるため、市町村が実施する実践型地域雇用創造事業を支援します。

- ◆ 求人開拓の推進
- ◆ 地域の雇用創出に向けた支援の推進



実践型地域雇用創造事業実施地域 (平成 25 年 4 月現在)

- 実践型地域雇用創造事業実施地域
- 地域雇用創造推進事業実施地域
- 地域雇用創造実現事業実施地域



- ・地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)
雇用機会の少ない地域で、地域で求められる人材の育成や就職を促進する事業のほか、事業の拡大や新事業の展開により雇用機会を増やす事業。平成19年度から実施。
- ・地域雇用創造実現事業(パッケージ関連事業)
地域雇用創造推進事業で育成した人材を活用し、さらに地域の雇用機会を増やす効果が見込める事業(例:地域ブランド商品の開発や地場産品の販路開拓など)。平成20年度から実施。

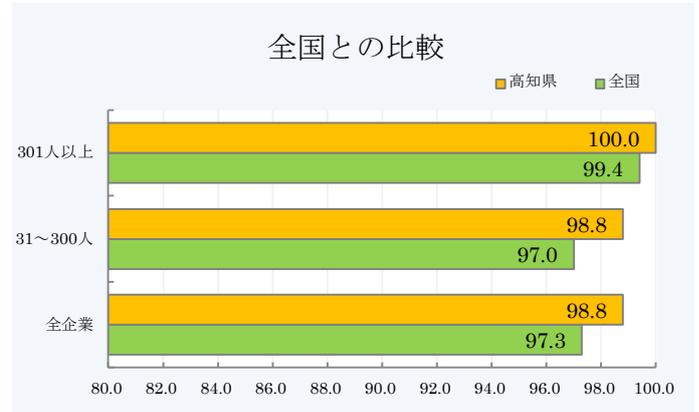
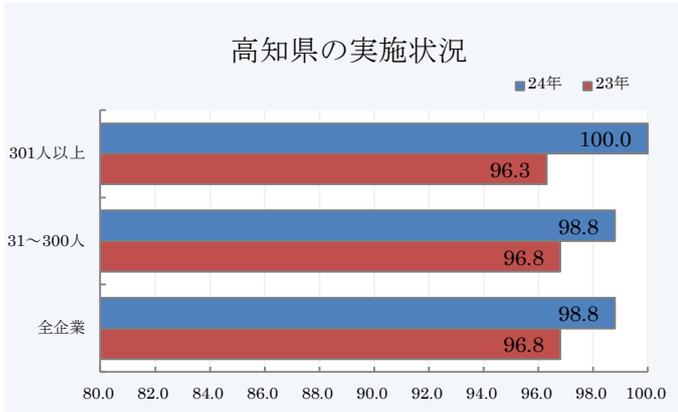
*実践型地域雇用創造事業
地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)と地域雇用創造実現事業を統合し、平成24年度から新たに実施している事業。

● 高齢者雇用対策の推進

高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現を目指します。

- ◆ 年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進
- ◆ 高齢者等の再就職の援助・促進
- ◆ 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

高齢者雇用措置の実施状況（各年6月1日調査） ⑨H25.4.1法改正（12P参照）

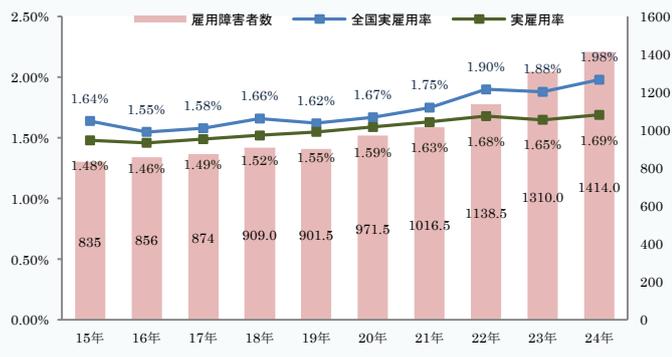


● 障害者雇用対策の推進

障害者の雇用ニーズが高まる中、法定雇用率達成指導を厳正に実施するとともに、各種支援制度の活用を推進し、障害者の雇用の促進を図ります。

- ◆ 雇用率達成指導の厳正な実施
- ◆ 雇用・福祉・教育の連携による就労支援の強化
- ◆ 障害特性に応じた就職・雇用継続の支援の推進

民間企業における障害者の雇用状況

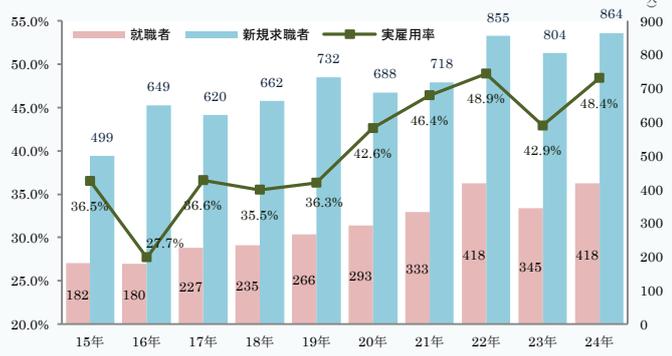


法定雇用率達成企業割合（各年6月1日調査）



⑨H25.4.1法定雇用率改正（12P参照）

ハローワークにおける障害者職業紹介状況



■ トライアル雇用制度や特定求職者雇用開発助成金制度の積極的な活用による効果的な職業紹介を行うとともに、高知障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターとの連携のもと、ジョブコーチの活用等により、効果的な職場定着指導を行い、就労促進・職場定着を支援します。

● 安心して働くことができる雇用対策の推進

- ◆ 求職者ニーズに応じたきめ細かな就職支援
- ◆ 子育てする女性等の就職支援
- ◆ U・Iターン就職の促進
- ◆ 雇用促進税制の推進
- ◆ 地方自治体との連携による就職支援
- ◆ 重層的なセーフティネットの構築

■ 第二のセーフティネットの制度支援ガイド（住居・住まい・生活にお困りの求職者の方へ）

住宅支援

住宅を失った、または失う恐れのある方に対し、住居の提供や家賃のための給付を行います。

入居資金

住居を失った方に対し、新たに入居するために必要な敷金・礼金などの初期費用の貸付を行います。

生活支援

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する方に対する訓練期間中の生活費の給付を行います。

生活資金

公的な給付・貸付が開始されるまでの間の生活が立ちゆかない住居喪失離職者に対する当座の生活費の貸付を行います。

名称	住宅支援給付	総合支援資金貸付	職業訓練受講給付金	臨時特例つなぎ資金貸付
窓口	地方自治体	市町村社会福祉協議会	ハローワーク	市町村社会福祉協議会
概要	<p>【支給額】 賃貸住宅の家賃額 ※地域ごとの上限及び収入に応じた調整があります。</p> <p>【支給期間】 原則3か月 一定の条件の下、最大9か月支給可能 ※ 雇用保険、年金等を含公的な給付・貸付を受けられない方は、「給付支援資金貸付」との併用が可能です。</p>	<p>【貸付額】 ①生活支援費 二人以上の世帯： 上限月額20万円 単身世帯： 上限月額15万円 ②住宅入居費 (敷金・礼金等) 上限40万円 ③一時生活再建費 上限60万円</p> <p>【連帯保証人・利子】 原則連帯保証人が必要(無利子)。立てない場合は 利子年1.5%。</p>	<p>【支給額】 ・職業訓練受講手当： 月10万円 ・通所手当 職業訓練施設までの通所経路に応じた所定額(上限あり)</p> <p>※ 希望する方は、「求職者支援資金融資」(同居配偶者等がいる方は上限月額10万円、それ以外の方は上限月額5万円)を利用することができます。</p>	<p>【貸付額】 上限10万円</p> <p>【連帯保証人】 不要</p> <p>【利子】 無利子</p> <p>※ 貸付を希望する場合は、公的給付・貸付等を申請する際にまずその窓口にてご相談下さい。</p>

● 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発支援の推進

新たな知識・技能の習得を通じた離職者等の再就職支援が促進されるよう、成長や雇用が見込まれる分野を中心に職業訓練を推進し、労働市場の動向や労働者の適正に応じた適切な支援を行っていきます。

- ◆ 地域のニーズに即した職業訓練の展開
- ◆ 求職者支援制度の的確な推進
- ◆ 適切な訓練への誘導と就職支援

「求職者支援訓練」とは

雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度です。

- 「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を受講できます。
※ 原則として、受講料は無料、テキスト代などは自己負担になります。
- 訓練期間中および訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援を行います。
- 収入、資産などの一定要件を満たす方に、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」を支給します。

② 「働く人の安全・安心の確保」の実現を目指します

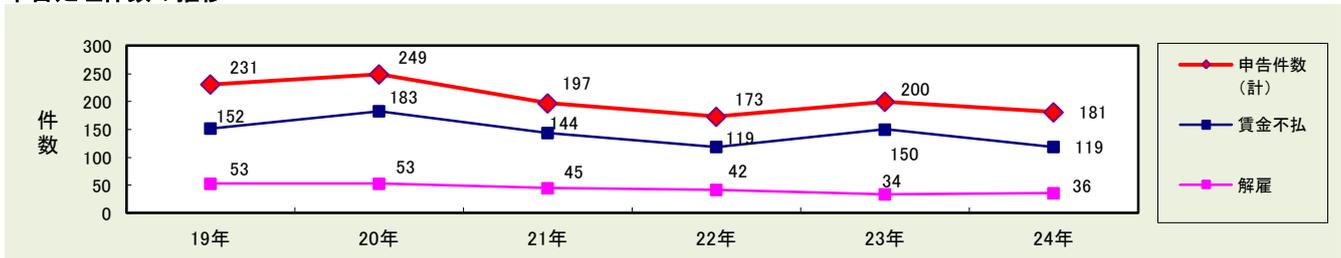
安心して働くことができる職場環境の実現を目指すため、「労働条件の確保対策」、「最低賃金制度の適切な運用」、「労働者の安全と健康確保対策」、「労働補償対策」、「労働環境等の整備」、「個別労働紛争解決制度の積極的な運用」及び「労働保険制度の適正な運営」等に積極的に取り組みます。

● 経済情勢に対応した法定労働条件の確保等

全ての労働者が安全で安心して働くことができるよう、法定労働条件の履行確保を図るとともに、労使の自主的な取組を促進し、適正な労働条件を確保します。

- ◆ 解雇・雇い止め、賃金不払事案等への的確な対応の推進
- ◆ 過重労働防止対策や賃金不払残業防止に向けた取組の推進
- ◆ 非正規労働者及び特定分野の労働者の労働条件確保対策の推進
- ◆ 労働契約に関するルールの周知啓発

申告処理件数の推移



● 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度が持つセーフティネット機能を有効なものとするため、高知地方最低賃金審議会を円滑に運営するとともに、最低賃金制度の周知徹底を図ります。

- ◆ 高知県の地域、産業の実情等に応じた最低賃金の適正な改正
- ◆ 最低賃金制度の周知広報と監督指導等による最低賃金の履行確保
- ◆ 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施

高知県最低賃金

時間額 **652** 円
平成 24 年 10 月 26 日発効

最低賃金の名称	最低賃金額時間額(円)	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	741円	平成25年2月8日
一般貨物自動車運送業(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車の運転業務従事者)	910円	平成19年6月2日
道路貨物運送業(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車の運転業務従事者)	720円	平成19年6月2日

最低賃金総合相談支援センター

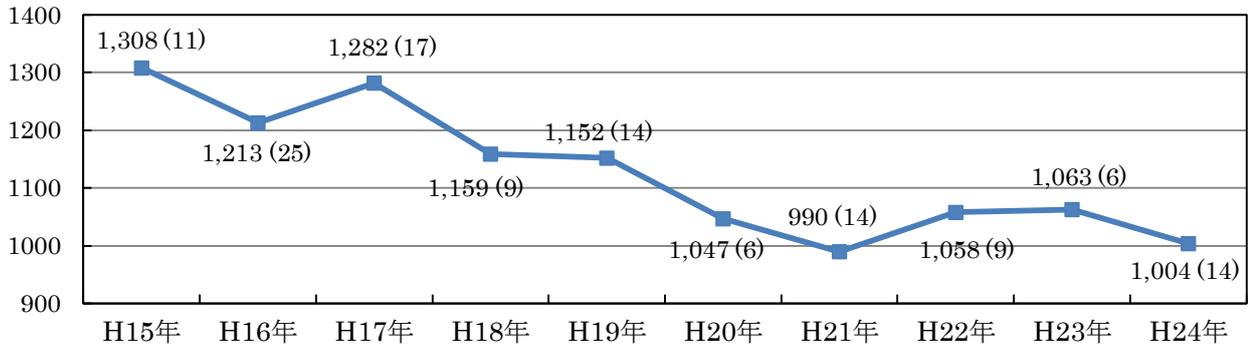
センター	連絡先	ご利用いただける日時
高知県最低賃金総合相談支援センター	高知県社会保険労務士会事務局内 高知市棧橋通 2-8-20 モリビル 2F TEL 088-833-1151	原則、月～金曜日 午前9時から午後5時まで (第2・第4月曜日及び祝祭日を除く)

● 労働者の安全と健康確保対策の推進

- ◆ 重篤な労働災害を減少させるための重点施策
- ◆ 労働災害を減少させるための重点施策
- ◆ メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策等の推進
- ◆ 職業性疾病等の予防対策の推進
- ◆ 自主的な安全衛生活動の促進等

高知県の労働災害による死傷者数（休業4日以上）の推移

うち（ ）は死亡者数



<第12次労働災害防止計画（平成25年度～29年度）の主な目標>

- 労働災害による休業4日以上の死傷者の数を、平成24年までに平成24年(1,004人)と比較して、20%以上減少させること。
- 年間の労働災害の死亡者の数を、平成29年までに過去最少人数(6人)より15%以上減少させること。
- 12次防計画期間中の労働災害による死亡者の総数を、11次防計画期間中(平成20年から平成24年までの総数(49人)の15%以上減少させること。
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とすること。



☆高知労働局長建設現場パトロール

写真は平成24年12月3日に実施した平成24年度高知労働局年末年始無災害運動の安全パトロール。

(現場は「高知電気ビル本館建替工事」)

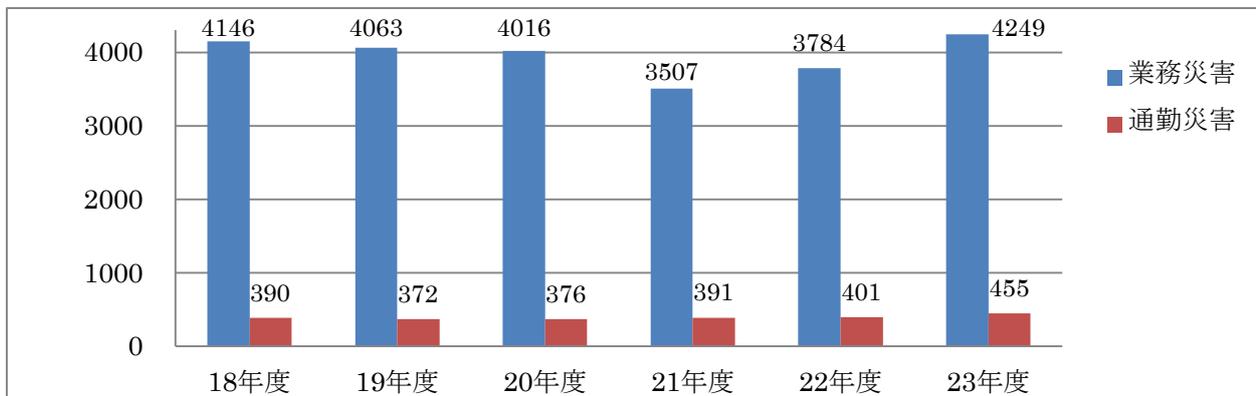


ヨシだ君（中央労働災害防止協会キャラクター）

● 労災補償対策の推進

- ◆ 労災保険給付の迅速・適正な処理の推進
- ◆ 社会復帰の促進
- ◆ 労災保険制度の周知徹底

労災保険 新規受給者数の推移



石綿関連疾患に係る補償（救済）制度

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が平成 23 年 8 月 30 日に施行

- 特別遺族給付金の請求期限が平成 34 年 3 月 27 日まで延長されました。
- 特別遺族給付金の支給対象が平成 28 年 3 月 26 日までに亡くなった労働者のご遺族の方へ拡大
- 石綿関連疾患（中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚）を発症し、それが石綿（アスベスト）にばく露する作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険給付又は特別遺族給付金が支給されます。

二次健康診断等給付

- 定期健康診断において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された場合は、二次健康診断等給付が支給されます。
- 支給の対象は、①「血圧検査」、②「血中脂質」、③「血糖検査」、④「腹囲の検査又はBMI（肥満度）の測定」のすべての検査項目において異常の所見がある方です。

● 適正な労働環境の整備

- ◆ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備
- ◆ 過重労働解消等のための働き方・休み方の見直し

活力ある社会を維持していくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が必要不可欠な要素です。

過重労働による健康障害防止に向けた事業主等の意識を高め、働き方・休み方の見直しを進めるため、「高知県仕事と生活の調和推進協議会」がとりまとめた提言及び「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」の周知を図るとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導、職場意識の改善に取り組む中小事業主に対する援助事業等の活用を推奨します。

年次有給休暇については、次世代育成支援対策の推進等と併せて、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた労使による自主的取組の促進を図ります。

高知県仕事と生活の調和推進会議提言

<http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kochi-roudoukyoku/topics/topics166.pdf>

● 個別労働関係紛争の解決の推進

総合労働相談コーナーでは、労働関係に関するあらゆる分野の相談に応じるとともに、個々の労働者と事業主間における個別労働関係紛争の適切かつ迅速な解決の促進を図ります。

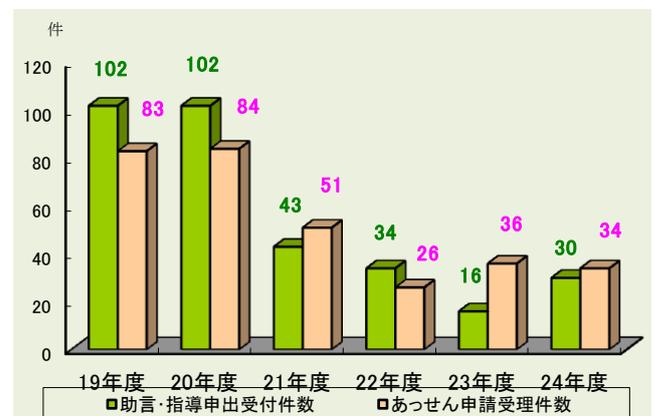
- ◆ 個別労働関係紛争の複雑化に対応した総合労働相談コーナーの機能の強化
- ◆ 助言・指導及びあっせん制度の的確な運用

- 総合労働相談コーナーで、労働相談や法令・判例等の情報の提供を行います。
- 高知労働局長の助言・指導により、個別労働紛争の解決を支援します。
- 高知紛争調整委員会における「あっせん」制度により、個別労働紛争の解決を図ります。

個別労働紛争相談件数の推移



助言・指導申出受付件数及びあっせん申請受理件数



● 労働保険制度の適正な運営

労働保険は、労災保険給付・雇用保険給付等を通じた労働者の福祉の増進に寄与する制度としての的確な役割（セーフティネット）を果たしていくために、制度の信頼性、費用負担の公平等を確保する必要があります。

- ◆ 労働保険料等の適正徴収
- ◆ 労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- ◆ 年度更新の円滑な実施
- ◆ 労働保険事務組合の一層の活用、育成・指導
- ◆ 電子申請の利用の促進

※雇用保険率（平成24年4月1日から施行）

平成25年度の雇用保険料率は次のとおりです。

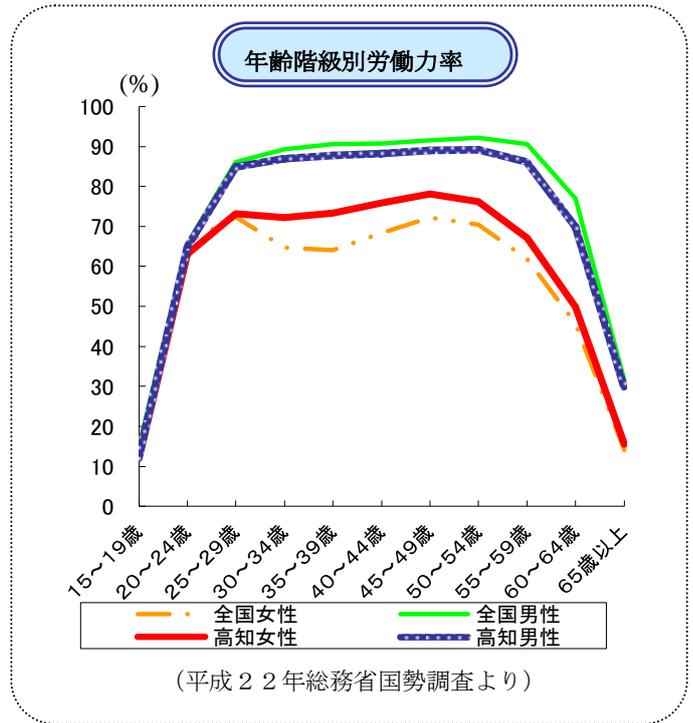
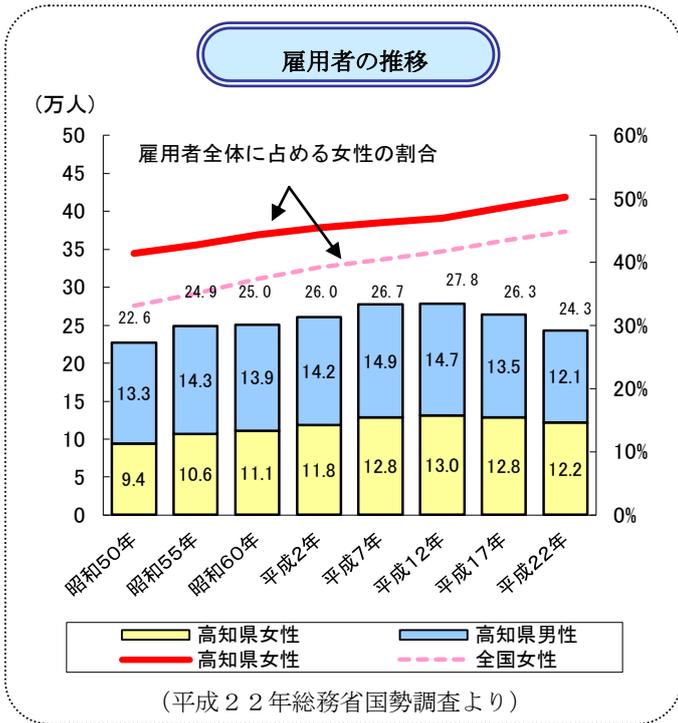
	保険料率	事業主負担	労働者負担
一般の事業	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農林水産清酒製造の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設の事業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

③ 「男女とも働きやすい雇用環境」の実現を目指します

働く人が性別により差別されることなく、多様な人材がその意欲と能力を最大限に発揮でき、職業生活と家庭生活との両立ができる職場環境の実現を目指すため、「男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進」、「職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進」及び「パートタイム労働対策の推進」等に取り組みます。

● 男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

- ◆ 男女雇用機会均等法の履行確保等
- ◆ 職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進
- ◆ 母性健康管理対策の推進
- ◆ 女性の能力発揮のためのポジティブ・アクションの推進



● 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

- ◆ 次世代育成支援対策の推進
- ◆ 育児・介護休業法の確実な施行
- ◆ 不利益取扱い等に関する相談への対応及び紛争解決の援助
- ◆ 両立支援に取り組む事業主に対する支援



次世代認定マーク「くるみん」

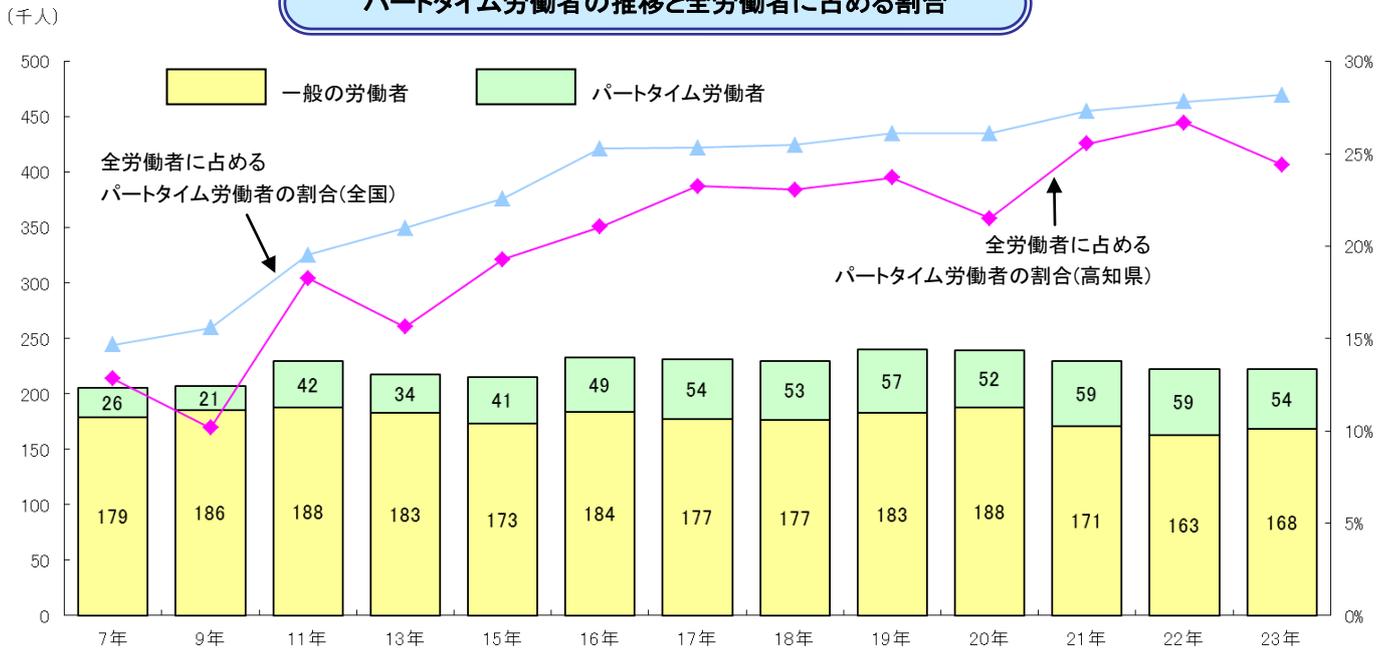


平成25年2月27日に次世代育成支援対策推進法による「くるみん認定」促進等についての説明会を開催しました。

● パートタイム労働対策の推進

- ◆ パートタイム労働法に基づく適切な指導等
- ◆ 均等・均衡待遇に取り組む事業主の支援等
- ◆ パートタイム労働法の周知啓発
- ◆ 在宅ワーク対策の推進

パートタイム労働者の推移と全労働者に占める割合



資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 事業所規模5人以上

「パートタイム労働者」とは、1日または1週間の所定労働時間が一般の労働者より短い者

機会均等調停会議 による調停事例

～妊娠を理由とする退職の強要～

労働者の主張

妊娠を会社に報告したところ、執拗な退職の強要を受けたため、金銭的な解決を求める。退職の強要は妊娠の報告直後から始まったものであり、明らかに妊娠したことが退職強要の理由である。

事業主の主張

妊娠報告以前からの申請者の資質や協調性について改善の見込みがないと判断し、退職の勧奨を行ったものであり、妊娠を理由とする退職の強要ではない。

結果

調停委員は妊娠の報告時期と退職勧奨の時期が接近している等の事情を総合的に勘案し、申請者に対する解決金の支払いについての調停案の受諾を勧告。当事者双方が受諾し、調停は終了した。

全国事例集より抜粋

均衡待遇調停会議 による調停事例

～パートを理由とする差別的取扱い～

パートタイム労働者の主張

正社員と職務の内容、人材活用の仕組み・運用が同じであり、契約期間の定めはないため、改正パートタイム労働法が施行されて以降の賃金差額の支払いを求める。

事業主の主張

正社員とパートタイム労働者は、職務の内容が異なっている。

現在支払っている賃金は労働契約の双方合意したものであり、問題がない。

結果

調停委員は申請者について正社員と同視すべき状態であると判断したが、その状態の始期については、申請者が主張する時期ではなく1年前であると判断し、1年間の賃金差額について支払うよう調停案の受諾を勧告。当事者双方が受諾し、調停は終了した。

④ 制度改正の抜粋

● 労働契約法の改正（①と③は平成 25 年 4 月 1 日施行、②は平成 24 年 8 月 10 日施行）：監督課

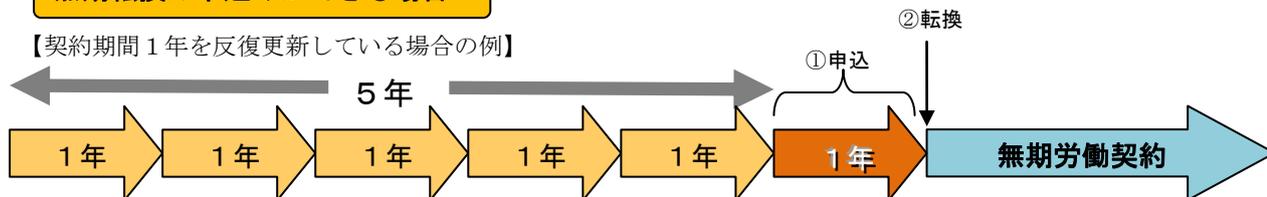
今回の改正では、有期労働契約について、3つのルールを規定しています。

① 無期労働契約への転換

同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約（期間の定めのない労働契約）に転換します。

無期転換の申込みができる場合

【契約期間1年を反復更新している場合の例】



※5年のカウントは、施行日（平成25年4月1日）以後に開始する有期労働契約が対象です。

② 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

③ 不合理な労働条件の禁止

有期労働契約者と無期労働契約者との間で、期間の定めがあることによる不合理に労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

● 雇用促進税制の拡充（平成25年4月1日以降に始まる事業年度分から適用）：職業安定課

増加雇用者数1人あたりの税額控除額を20万円から40万円に引き上げます。

適用要件の判定の基礎となる雇用者増加数を算定する際、適用年度途中に高齢継続被保険者になった人も雇用者として扱います。

● 高齢者雇用安定法の一部改正（平成25年4月1日施行）：職業対策課

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、以下のとおり改正されました。

- ・継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- ・継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ・義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ・高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

● 障害者の法定雇用率が引き上げになります（平成25年4月1日施行）：職業対策課

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。事業主の皆さまは、ご注意くださいようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

⑤ 相談窓口一覧

● 労働条件に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・解雇、賃金不払いに関する相談 ・労働時間、休日に関する相談 ・休暇等労働条件に関する相談 	高知労働局労働基準部 監督課 各 労働基準監督署

● 総合労働相談

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件、募集、採用、いじめ、嫌がらせ等の職場環境を含め、労働問題に関するあらゆる分野の労働者、事業主からの相談 	各 総合労働相談コーナー

● 最低賃金に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金に関する相談 ・賃金、退職金制度に関する相談 ・賃金統計に関する相談 	高知労働局労働基準部 賃金室

● 安全衛生に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・職場の安全衛生に関する相談 ・労働者の健康管理に関する相談 ・安全衛生の免許等に関する相談 	高知労働局労働基準部 健康安全課 各 労働基準監督署

● 労災保険に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事や通勤途上のケガ（職業性疾病を含む）をしたときの労災請求方法や給付に関する相談 ・労災年金受給者の年金、介護に関する相談 	高知労働局労働基準部 労災補償課 各 労働基準監督署

● 求人・求職に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の募集に関する相談 ・職探しに関する相談 ・新卒者の募集、就職に関する相談 ・労働者派遣法に関する相談 	高知労働局職業安定部 職業安定課 各 ハローワーク（公共職業安定所）
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、外国人等の雇用管理に関する相談 ・各種助成金制度（雇用管理に係る助成金）に関する相談 	高知労働局職業安定部 職業対策課 各 ハローワーク（公共職業安定所）
<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発に関する相談 ・求職者支援制度、職業訓練に関する相談 	高知労働局職業安定部 求職者支援室 各 ハローワーク（公共職業安定所）

● 男女差別、両立支援等に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・職場における男女の均等な処遇に関する相談 ・職場におけるセクシャルハラスメントに関する相談 ・母性健康管理に関する相談 ・育児、介護休業等に関する相談 ・パートタイム労働に関する相談 	高知労働局 雇用均等室

● 労働保険に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険の加入に関する相談 ・労働保険の申告、納付等に関する相談 	高知労働局総務部 労働保険徴収室 各 労働基準監督署
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の加入手続きについて ・失業給付、育児給付、介護給付について ・高年齢者継続雇用給付について ・教育訓練給付について 	各 ハローワーク（公共職業安定所）

高知労働局

〒780-8548 高知市南金田1番39号

総務部	総務課	☎ 088 (885) 6021	FAX 088-885-6037
	企画室	☎ 088 (885) 6028	FAX 088-885-6037
	労働保険徴収室	☎ 088 (885) 6026	FAX 088-885-6038
労働基準部	監督課	☎ 088 (885) 6022	FAX 088-885-6038
	健康安全課	☎ 088 (885) 6023	FAX 088-885-6038
	賃金室	☎ 088 (885) 6024	FAX 088-885-6038
	労災補償課	☎ 088 (885) 6025	FAX 088-885-6038
	労災補償課分室	☎ 088 (820) 5135	FAX 088-820-5136
職業安定部	職業安定課	☎ 088 (885) 6051	FAX 088-885-6064
	職業対策課	☎ 088 (885) 6052	FAX 088-885-6065
	求職者支援室	☎ 088 (888) 6600	FAX 088-885-6065
雇用均等室		☎ 088 (885) 6041	FAX 088-885-6042

労働基準監督署

高知	☎ 088 (885) 6031	FAX 088-885-6036
須崎	☎ 0889 (42) 1866	FAX 0889-42-1868
四万十	☎ 0880 (35) 3148	FAX 0880-35-5520
安芸	☎ 0887 (35) 2128	FAX 0887-35-4019

公共職業安定所（ハローワーク）

高知	☎ 088 (878) 5320	FAX 088-878-5341
香美	☎ 0887 (53) 4171	FAX 0887-53-2291
須崎	☎ 0889 (42) 2566	FAX 0889-42-2569
四万十	☎ 0880 (34) 1155	FAX 0880-34-4996
安芸	☎ 0887 (34) 2111	FAX 0887-35-3474
いの	☎ 088 (893) 1225	FAX 088-893-1226

高知公共職業安定所（ハローワーク高知）の附属施設

ハローワークジョブセンターはりまや	職業紹介コーナー	☎ 088 (884) 8105
	就職支援コーナー（委託事業）	☎ 088 (885) 5835
	U・Iターン相談コーナー（高知県）	☎ 088 (882) 0845
（高知新卒応援ハローワーク）		☎ 088 (802) 2076

「総合労働相談コーナー」のご案内

- ★総合労働相談コーナー（高知労働局総務部企画室内） ☎ 088 (885) 6027  0120-783-722
- 高知総合労働相談コーナー（高知労働基準監督署内） ☎ 088 (885) 6010
- 須崎総合労働相談コーナー（須崎労働基準監督署内） ☎ 0889 (42) 1866
- ★四万十総合労働相談コーナー（四万十労働基準監督署内） ☎ 0880 (35) 3148
- 安芸総合労働相談コーナー（安芸労働基準監督署内） ☎ 0887 (35) 2128

★（女性相談員がいます。なお、勤務割の関係で不在の日があります。）

高知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所[ハローワーク]の案内図

